



好きです勝中 生徒指導だより 第4号

令和8年5月13日

自転車について

○ 自転車の点検や交通ルールを守ろう

6月にある市総体に向け、運動部では練習試合を計画的に取り入れ、課題克服のために努力をしていると思います。その練習試合の移動に自転車を使用する場合があります。自転車は、日常生活でも使用する機会が多くあります。皆さんの大切な命を守るためにも、自転車の点検を定期的に行うとともに、以下のことに十分注意しましょう。（警察庁 自転車ルールブック 警察庁HPも見てください）

【自転車乗車中の交通安全について】

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- ヘルメットを着用安全確認の徹底
- 携帯電話の使用禁止
- その他の道路交通法の遵守（二人乗りの禁止・逆走など）
- 雨天時の傘さし運転禁止

○ 自転車損害賠償保険等への加入について

自転車利用者の責任による高額な賠償請求が増えています。そこで愛媛県では、加害者となった方の賠償責任の補償や被害者の経済的救済を図るため、条例により令和2年4月1日から、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。勝山中学校でも、5月中に自転車損害賠償保険の加入の有無についての確認を行いたいと思います。お子さまにお知らせください。まだ、加入していないご家庭は、自転車を所有している以上は保険に加入するようにお願いします。

○ 自転車は、車のなかまです。

自転車は、道路交通法では「軽車両」と位置付けされており、車のなかまです。車としての自覚を持ち、ルールはもちろんマナーを守り、事故を未然に防ぎましょう。

- ・自転車は車道の左端を一列で走ります。歩道は例外として、「普通自転車歩道通行可」の標識があれば通行できます。並走は禁止です。
- ・例外で歩道を走る場合も歩行者優先で、道路左側、車道寄りを走行します。歩行者の通行が多い道路では自転車を押して歩きます。
- ・車道では車両の信号に、歩道では歩道の信号に従います。
- ・バスやタクシーが止まっているときには周囲を確認し、危険を感じたら止まって待ちます。
- ・車道や歩道への急な進路変更は危険です。

連絡事項

令和8年度「熱中症警戒アラート」の運用開始について

5月になり暑さも増してきました。全国的に平年よりも気温が高くなる予想が出ています。最高気温が25℃を超える地域も多く、中には28～30℃くらいの暑さが続く地域も出てくる見込みです。気象庁と環境省では危険防止のため、「熱中症警戒アラート」を発表しています。また、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生じるおそれのある場合には「熱中症特別警戒アラート」を発表します。「松山市立学校 熱中症対策ガイドライン」（松山市HP）は、学校ホームページに掲載していますのでご確認ください。生徒には、帽子の着用やこまめな水分補給を促しますので、ご家庭で水筒などの水分の準備をよろしくお願いします。

令和8年4月1日開始

自転車の交通違反に 「交通反則通告制度」



「青切符」が導入されます！

16歳以上の自転車をはじめとする軽車両の交通違反者に対し、自動車等と同様に「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が適用されます。



対象となる行為は100種類以上



反則金額は原付と同一

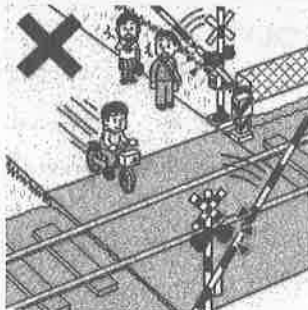
こんな違反は反則金の対象です！

ながらスマホ



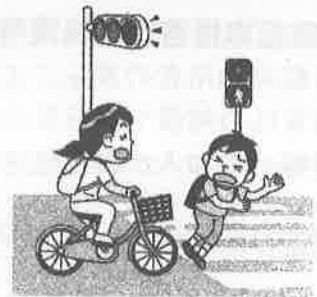
反則金 12,000円

遮断踏切立入り



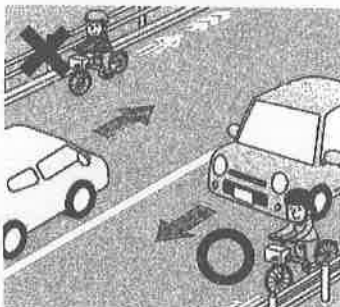
反則金 7,000円

信号無視



反則金 6,000円

通行区分違反



反則金 6,000円

一時不停止

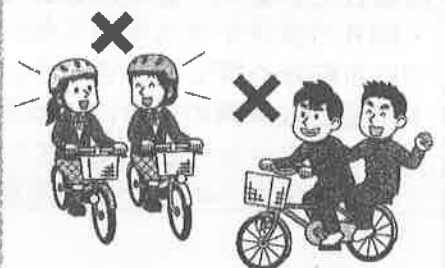


イヤホンの使用

(必要な音が聞こえないなどの場合)

反則金 5,000円

並進・二人乗り



反則金 3,000円

※ 飲酒運転などの悪質な違反については、これまでとおり刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。

自転車は車のなかまです。交通ルールを守り、
必ずヘルメットを着用しましょう！

愛媛県警察

